

公害防止管理者等に関する届出

特定の施設を設置している工場は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止に関する技術的事項の管理者とする管理組織体系を設置し、届け出ることが義務付けられています。（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

《届出関係》

法の規定による届出は、届出書の正本に写し 1 部の計 2 部を提出してください。

届出先は知事（管轄の振興局・事務所）ですが、騒音発生施設または振動発生施設のみが設置されている工場に係るものについては、市町村長に届け出ることとなっています。

事項	届出種類	添付書類	提出期限
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止統括者（代理者）選任、死亡・解任届出書		選任、解任してから 30 日以内
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止管理者（代理者）選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから 30 日以内
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止主任管理者（代理者）選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから 30 日以内
特定事業者について相続または合併があったとき	承継届	その事実を証する書面	承継した日から 30 日以内

《公害防止管理者等の設置を必要とする工場》

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区分	特定工場	排出ガス量・排出水量	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	40,000 Nm ³ /h 以上	大気関係第 1 種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21 人以上の工場に設置（資格要件：特になし）	排出ガス量 40,000 Nm ³ /h 以上 かつ排出水量 10,000 m ³ /日以上の工場に設置
		40,000 Nm ³ /h 未満	大気関係第 2 種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 排出ガス量 10,000Nm ³ /h 以上の工場	40,000 Nm ³ /h 以上	大気関係第 3 種 公害防止管理者		
		40,000 Nm ³ /h 未満	大気関係第 4 種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	10,000 m ³ /日以上	水質関係第 1 種 公害防止管理者		
		10,000 m ³ /日未満	水質関係第 2 種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 排出水量 1,000m ³ /h 以上の工場	10,000 m ³ /日以上	水質関係第 3 種 公害防止管理者		
		10,000 m ³ /日未満	水質関係第 4 種 公害防止管理者		
騒音関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が 980 kN 以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が 1t 以上のハンマー）を設置している工場		騒音関係 公害防止管理者		

一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん（石綿）発生施設を設置している工場	特定粉じん関係 公害防止管理者		
振動関係	振動規制法に基づく指定地域において 液圧プレス （矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941 kN 以上のもの）、 機械プレス （呼び加圧能力が980 kN 以上のもの）又は 鍛造機 （落下部分の重量が1 t 以上のハンマー）を設置している工場	振動関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類	ダイオキシン類特別措置法施行令別表第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 12 号までに掲げる施設を設置する工場	ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。